

## 大和市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例逐条解説

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の種類及び期間について必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

- ・本条は、本条例の制定の趣旨に関して規定しています。
- ・普通地方公共団体が行う契約は、地方自治法第 208 条に規定する「会計年度及びその独立の原則」に基づき、会計年度(単年度)ごとに締結することが原則ですが、従来から、「翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約」に限って、債務負担行為の議決を得ることなく、長期継続契約を締結することが認められていました(地方自治法第 234 条の 3)。
- ・平成 16 年に地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正があり、より事務の合理化・効率化を図るため、長期継続契約の対象に「翌年度以降にわたり物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」(地方自治法施行令第 167 条の 17)が加えられ、具体的な契約の範囲は、地方自治体の自主性を尊重するため、必要な事項を条例で定めることとなっています。

### (長期継続契約を締結することができる契約の種類)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約であって、規則で定めるものとする。

- (1) 物品を借入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 継続的に役務の提供を受ける契約で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、その役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収に複数年にわたる期間が必要であるもの
  - イ 施設等の運転管理又は保守その他の役務の提供を受ける契約で、1 年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められるもの

## 【解説】

- ・本条は、長期継続契約を締結することができる契約の種類を規定したものです。
- ・政令で「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの」の対象として「翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約」及び「役務の提供を受ける契約」を規定しています。一般的には商慣習上、複数年にわたり契約をすることが一般的であるもの、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるものとされています(例えば、OA機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託契約等が想定されています)。

### <第1号関係>

- ・翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約で、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものを対象とします。  
具体的には、コピー機、ファクシミリ、パソコン等の事務用機器、医療機器、検査機器、測定機器並びに車両などの賃貸借契約が対象となります。

### <第2号関係>

- ・翌年度以降にわたり役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものを対象とします。  
具合的には、施設の運転管理、建物清掃、警備、リース物品の保守などの委託契約、及びソフトウェアの使用許諾契約が対象となります。

### (長期継続契約を締結することができる契約の期間)

- 第3条 前条第1号及び第2号アに規定する契約の期間は、5年以内とする。ただし、契約年数が商慣習上当該物品又は役務の提供に必要な設備等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。以下同じ。)又は耐用年数に基づいて一定の年数を加え、若しくは減じて得た年数によることが一般的なものについては、当該年数(1年に満たない端数を生じたときは、これを1年に切り上げる。)以内とする。
- 2 前条第2号イに規定する契約の期間は、3年以内とする。ただし、同条第1号に関連する契約及び役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収が必要な契約については、前項の規定を準用する。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、当該期間を超えて契約することができる。

**【解説】**

- ・本条は、長期継続契約を締結することができる契約の期間を規定したものです。契約の締結に当たっては、更なる経費の削減や、より良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性から、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するために、適切な契約期間を設定する必要があるとされています。

＜第1項関係＞

- ・物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものや機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、その役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収に複数年にわたる期間が必要であるものについては、原則として5年を限度とします。ただし、対象物品の法定耐用年数等に基づき商慣習上適正に定められる期間については、その期間とします。

＜第2項関係＞

- ・施設等の運転管理又は保守その他の役務の提供を受ける契約で、1年を超える期間を継続して役務の提供を受ける必要があると認められるものについては、原則として3年を限度とします。ただし、機械警備等業務遂行のために設備・機器を準備するものや物品の保守については、第1項の規定によります。

**(委任)**

**第4条** この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、規則で定める。

**【解説】**

- ・本条は、具体的な契約の種類などについて、規則で定めることを規定したものです